

第1回門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 議事録

1. 開催日時 令和6年5月17日(金) 午後10時00分～11時00分
2. 会場 門真市教育センター 会議室A(中町ビル)
3. 出席者
(選定委員) 峯松委員長、高山委員、鈴木委員、田仲委員、
小阪委員、島ノ江委員
(事務局) 岡田教育センター長、玉田副参事

(事務局)

ただ今より第1回門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催します。
本日は公務等ご多用中ご出席いただき、まことにありがとうございます。
また、選定委員の皆様方には快く委員をお引き受けいただきありがとうございます。
本来なら、お一人ずつ委嘱状・任命状をお渡ししなければならないところでは
ございますが、時間の関係上、お机の上に置かせて頂いております。ご確認ください。

本日は、お配りしました次第に沿って進めさせていただきます。
会議録作成上、録音をさせていただきますのでご了承願います。

(事務局)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。初めに、本日も出席の委員の
皆様をご紹介します。

| | |
|-----------------|--------------|
| 門真市立第四中学校 | 鈴木 貴雄 校長です。 |
| 門真市立第七中学校 | 田仲 正樹 校長です。 |
| 門真市PTA協議会 | 小阪 和之 さんです。 |
| 門真市PTA協議会 | 島ノ江 あい さんです。 |
| 門真市教育委員会 教育部教育監 | 峯松 大輔 です。 |
| 同じく 学校教育課長 | 高山 拓也 です。 |

次に選定委員会事務局です。

記録を担当いたします指導主事の玉田です。

最後に、本日、委員長が決まるまで進行をつとめます岡田です。

よろしくお願い致します。

委員につきましては、門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委
員会規則第2条ならびに第3条の規定に基づきまして、本市の保護者代表の方、小
中学校の校長ならびに教育委員会の事務局員の6名で構成しております。

それでは、お配りしました資料をご確認ください。

- ① 次 第
- ② 資料 1-1 教科書採択における公正確保の徹底等について(写し)
- ③ 資料 1-2 教科書採択の公正確保について(写し)

- ④ 資料 1-3 令和 7 年度使用教科書の採択事務処理について（写し）
- ⑤ 資料 1-4 英語における学習者用デジタル教科書の見本版閲覧について（写し）
- ⑥ 資料 2 門真市地区教科書採択方式概念図
- ⑦ 資料 3 門真市附属機関に関する条例（抜粋）
- ⑧ 資料 4 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規
（抜粋）
- ⑨ 資料 5 門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱
- ⑩ 資料 6 門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定について（諮問）（写し）
- ⑪ 資料 7 審議会等の会議の公開に関する指針
- ⑫ 資料 8 門真市情報公開条例
- ⑬ 資料 9 令和 7 年度中学校使用教科用図書見本本の発行者別一覧
- ⑭ 資料 10 市町村教育委員会等の行う令和 7 年度使用教科用図書の採択につい
て（答申）
- ⑮ 資料 11-1 令和 7 年度使用教科書（中学校）調査事項
- ⑯ 資料 11-2 令和 7 年度使用教科書（中学校）調査事項 記入例
- ⑰ 資料 12 令和 7 年度使用教科用図書採択日程について

- ・資料①令和 7 年度使用教科用図書採択に係る門真市立義務教育諸学校教科用図
書選定資料作成要領
- ・資料②令和 7 年度中学校使用教科用図書の採択に係る調査員候補者名簿
- ・資料③令和 6 年度門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員名簿

（事務局）

それでは本選定委員会の趣旨説明及び教科書採択の流れ等につきまして、事務局より説明させていただきます。

資料 1-1、令和 6 年 3 月 29 日付文部科学省初等中等教育局長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」をご覧ください。

教科書採択において大変重要な内容となりますので通知内容を読み上げさせて頂きます。

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、

「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、令和4年度、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。そして、利益の供与を受けた採択関係者の中には、一層の公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や、選定委員・調査員等の教科書採択に関与する者が含まれていました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾であります。

教科書採択の公正確保のためには、発行者はもとより、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、上記の事実や令和5年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

次に、資料1-2、「教科書採択の公正確保について（通知）」をご覧ください。これは、文科省から各教科書発行者へ宛てられた通知文です。文科省は、教育委員会に加え、教科書会社に対しても公正確保について通知していることをお知りおきください。

次に、資料1-3、令和6年3月29日付文部科学省初等中等教育局教科書課長通知「令和7年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」をご覧ください。

2ページの（1）小学校用教科書の採択について、令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令40号。以下「無償措置法施行令」という。）第15条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

（2）中学校用教科書の採択について、全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されているもののうちから採択することとあります。

同じ資料の4ページ（3）採択する際の検討の在り方についてをご覧ください。読み上げて確認いたします。

①学習者用デジタル教科書の考慮について

○ 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。

○ 一方で、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）を紙の教科書と併せて提供する予定であり、令和6年度の中学校英語の教科書採択については、中学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。

と、あります。

英語については、学習者用デジタル教科書の使用が決まっていることから、デジタル教科書の調査もお願いすることとなります。資料1-4「令和6年度教科書採択（中学校・英語）における学習者用デジタル教科書の見本版の閲覧について」の次のページに、閲覧用のURLとID・パスワードが記載されております。

見本版は教育委員、選定委員、英語の調査員等の採択に直接関与する者のみ閲覧可能となっておりますので、取り扱いにはご注意ください。

続きまして資料2「門真市地区教科書採択方式概念図」をご覧ください。これは、教科書採択の流れについて示したものです。

選定委員会の役割は、教育委員会の諮問を受け、教科書見本本について調査・研究を行い、意見を教育委員会に答申するという形になっております。その際、各教科の専門性を有する調査員についても置くことができるというものです。

この選定委員会で調査員を置くことを決定した場合、門真市教育委員会は、調査員を任命し調査依頼をします。調査員は調査資料を作成し選定委員会に報告します。選定委員会はそれを参考にして選定資料を作成し、教育委員会に答申します。

答申を受け、教育委員会で、採択を行い、その結果を府教育庁へ報告することになっております。資料3門真市附属機関に関する条例（抜粋）で、本選定委員会の担任する事務が定められております。

なお、本委員会の開催及び調査員につきましては、資料4「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」と資料5「門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱」に基づいております。確認のため、主に関係するところについて読み上げ、確認させていただきます。その他はお時間があるときにご確認ください。

資料4の「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長及び副会長又は副委員長は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

第5条 附属機関の会議は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等

が定められていないときは、門真市教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

続きまして、資料5「門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱」をご覧ください。

第1条 この要綱は、門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）第9条の規定に基づき、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 選定委員会は、必要な調査を行うため調査員を置くことができる。

2 調査員の人数は、選定委員会が指定する調査種目ごとに定める。

3 調査員は、門真市教育委員会事務局職員並びに門真市立義務教育諸学校に勤務する校長及び教員のうちから、門真市教育委員会が任命する。

第3条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

説明は以上でございます。

何か質問等がございましたらよろしく申し上げます。

（事務局）

それでは、次第4の委員長・副委員長選出に進みます。先程の資料4「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」第4条別表により、委員長、副委員長を互選により定めることになっております。選出にあたりまして、ご意見、ご提案がありましたらよろしくお願い致します。

（委員）

委員長・副委員長は教育委員会にさせていただくほうが、学校も保護者の代表の方々も発言しやすくなると思います。

（委員）

私もできれば、進行役でもある委員長は、教育委員会の方にさせていただいて、私達は実際の選定作業を中心にさせていただいた方がいいかと思います。

（事務局）

ただいま、お二人の委員さんより委員長、副委員長は、教育委員会事務局でというご意見をいただきましたがいかがでしょうか。

(委員)

教育委員会事務局からということであれば、教育委員会事務局から教育監と課長が出席させていただいておりますので、委員長につきましては、私が務めさせていただきますと思います。あと、教科書採択の担当課長である学校教育課長が副委員長をつとめるということで、いかがでしょうか。

(事務局)

ただいま、ご提案をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(委員全員)

異議なし

(事務局)

それでは、委員長を教育部教育監、副委員長を学校教育課長にお願いしたいと思います。

委員長、副委員長は、座席の移動をお願いします。

(事務局)

それでは、次第5に進みます。

教育委員会より選定委員会の委員長に対する、令和7年度中学校使用教科用図書の選定についての諮問は、資料6「門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定について」をご覧ください。

(事務局)

続いて次第の6に参ります。

委員長が決定しましたので、一言ご挨拶をいただきます。また、ここからの議事運営は、委員長にお願い致します。

(委員長)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

本選定委員会の議事に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方の互選により、選定委員長を仰せつかりました峯松でございます。よろしくお願いたします。教育におきましては、教科書は非常に重要な役割を果たすものでありますので、責務の重要性を痛感いたしており、委員の皆様方のご協力が必要不可欠であると考えているところでございます。

昨今、子どもたちがこの先の予測困難な社会を生きていくために必要な力を身につけるため、子どもたち一人一人に合わせた「個別最適な学び」と、多様な他者と学び合う「協働的な学び」の一体的な充実を図っていくことが必要であると言われております。いわゆる「令和の日本型学校教育」の実現です。本市においても、一律で平準化した一斉授業スタイルでの学び方から、子どもたち一人一人の個性に目を向けた「子ども主体」の授業への転換を図りながら、「令和の日本型学校教育」の

実現をめざすことが必要であると考えております。このような「これからの学び」においてもしっかりと活用される教科書を選定できるよう、答申を作成してまいりたいと思います。

尚、教科用図書採択につきましては、関係法令により、その方法、手続きが定められており、採択権者である教育委員会等の判断、責任により、十分な調査研究に基づき適正かつ公正に採択が行われることが決められております。皆様と共に慎重かつ精力的にご審議を行い、選定資料の作成につとめてまいりたいと考えておりますので、皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、次第7「当委員会における会議の公開・非公開について」を議題とさせていただきます。事務局、説明をお願いします。

(事務局)

資料7「審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。

第4条により公開・非公開の決定は、委員会の長が会議にはかかって行うこととなっております。

事務局といたしましては、教科書採択の公正確保を図るため、静ひつな採択環境を確保していくため、外部からの働きかけや教科書会社からの宣伝行為に影響されることなく自主的な調査研究を行えるよう、本委員会を「非公開」とすることを提案させていただきたく存じます。

また、会議録につきましては、発言、趣旨などを把握できるような形での全文筆記とさせていただきます。

選定委員や調査員の名簿・会議録につきましては、7月の教育委員会会議採択の後、開示・公開対象となりますが、資料8「門真市情報公開条例」第6条(6)ウにも、ありますように、開示することにより『調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ』があることから、当面の間、会議録は非公開とし、7月に採択が決定したのち、市役所情報公開コーナーで公開するというのをあわせてご提案させていただきます。

なお、会議録公開の際には、委員の個人情報等の取扱いに十分留意したいと考えております。

以上、ご審議をお願いいたします。

(委員長)

事務局より説明がございましたが、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員長)

意見がないようでしたら、本選定委員会を非公開とし、会議録については事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし

(委員長)

それでは事務局からの提案通り、手続きをお願いいたします。

(委員長)

それでは、審議事項について、まず事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

本日ご審議いただきます案件は、「調査員の設置」及び「選定資料作成要領」の2点についてでございます。

調査員につきましては、資料5「門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱」第2条に「選定委員会は、必要な調査を行うため調査員を置くことができる。」と定められております。公正で、かつ適正な採択作業を進め、門真の子どもたちに合った教科書を採択するという観点から、専門的な視点で調査をしていただくことが大切であると考えます。よって、これまでの教科書採択と同様に調査員を置いて調査を進めたらどうかと考えますがいかがでしょうか。

(委員長)

事務局より調査員設置について提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(委員)

公正かつ適正な教科書採択にむけて、調査員を置いて採択を進めることが大切だと考えます。

(委員)

門真の子どもたちにとって、力を育むことのできる教科書は何であるのか、デジタル教科書についての調査も必要ということもあり、専門的な視点で調査・研究を進めることが大切だと考えますので、ぜひ調査員を置いて調査を進めていただきたいと思います。

(委員長)

調査員を置くという形でよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

はい。

(委員長)

それでは調査員を置き、専門性を生かす中で、調査を行うという方向で決定いたします。

以上の決定をもとに、事務局の方で具体的な提案はありますか。

(事務局)

資料9「令和7年度使用中学校用教科書見本本の発行者別一覧」をご覧ください。これらの種目における、各発行者の教科書見本本について調査研究していただくこととなります。

次に、別添配付の資料①「令和7年度使用教科用図書採択に係る門真市立義務教育諸学校教科用図書選定資料作成要領」をご覧ください。

(事務局)

教科書の選定資料作成にあたり、「令和7年度使用教科用図書採択に係る門真市立義務教育諸学校教科用図書選定資料作成要領」を提案させていただきます。

読み上げて、提案いたします。

- (1) 門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、令和7年度使用中学校用教科用図書選定資料作成にあたり、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱第2条の規定にもとづき調査員を置くものとする。
- (2) 調査員は、教育委員会事務局職員並びに所管する小中学校の校長・教員のうち、当該教科について優れた専門的知識を有する者を委嘱・任命すること
- (3) 調査員は、国語、書写、社会（地理）、社会（歴史）、社会（公民）、地図、数学、理科、音楽、美術、体育、技術・家庭、英語、道徳の14種目について置くものとする。
- (4) 調査員は種目ごとに、3名とする。
- (5) 調査員は、担当種目の全教科用図書の調査を行い、調査資料を作成する。ただし、見本本未送付の教科用図書については、調査研究の対象外とすることができる。
- (6) 調査研究を行う場合の項目は、1. 内容の程度 2. 組織・配列 3. 人権の取扱い 4. 学び方の工夫 5. 補充的な学習・発展的な学習 とする。
- (7) 調査員は、項目別に学習指導要領に基づき観点を定めて調査研究を行い、その特徴等を簡潔に叙述した調査資料を作成し、令和6年6月19日（水）ま

でに、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会事務局に提出するものとする。

資料 10「市町村教育委員会等の行う令和 6 年度使用教科用図書の採択について（答申）」の 6. 選定資料作成についての（2）の イ にあるように本市におきましても、調査研究を行う場合の項目につきましては、例年通り大阪府に準じて行うものとしております。

（委員長）

ただいま事務局から具体的な提案がありました。これについて、ご意見やご質問はありませんか。

（委員）

昨年度小学校の教科書採択も関わらせてもらったんですが、教科書にも小学校から中学校へのつながりというか反映してあるのでしょうか？門真市内に義務教育学校もできますし、小中の連続性といった観点も子どもたちに有益な教科書を届けるうえで今後必要になってくるように感じました。

（委員長）

今おっしゃっていただいたように、確かに小中のつながりというのはひとつの大事な視点になってくると思います。

その点につきましてはこの後の調査員の作成資料について事務局より提案がありますので、そこで議論させて頂きたいと思います。

（委員）

小中のつながりというご意見に関わって、資料 9 について昨年度採択した小学校の教科書会社についても見ておく必要があると思いますので参考資料として追加頂けたらと思います。

（委員長）

分かりました。それでは資料 9 について昨年度採択した小学校の教科書会社についても、参考資料として追加頂けたらと思います。事務局よろしいですか。

（事務局）

はい。

（委員長）

他に、ご意見はありませんか。

それでは特にないということですので、事務局の提案に沿って調査を行うという方向でよろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(委員長)

それでは、事務局より調査員について説明はありますか。

(事務局)

はい、別添配付の資料②「令和7年度中学校使用教科用図書採択に係る調査員候補者名簿」をご覧ください。

各種目の調査員につきましては専門性・経験年数・研究会における実践等から、名簿に挙げられている先生方を推薦させていただきました。

(委員長)

これにつきまして、質問やご意見はありませんか。

(委員)

この名簿に記載のある方々はこれまでに研究実績もあり、専門性のある先生方なのでよろしいのではないのでしょうか。

(委員)

私も同感です。

(委員長)

それでは事務局から示された調査員についてこれでよろしいのでしょうか。

それでは調査員につきましては事務局の提案通り決定いたします。

その他、事務局より何かありませんか。

事務局：

はい。それでは資料11-1と11-2をご覧ください。調査員には資料11-1の「調査資料」を作成していただきます。大阪府に準じた5つの項目について調査を行い、特徴などを記入していただきます。

資料11-2はその記入例となっております。

調査資料作成にあたり、門真市の子どもたちにふさわしい教科書を選定するために、府の5観点のうち、1. 内容の程度 2. 組織・配列 3. 人権の取扱いはもちろんですが、特に 4. 学び方の工夫 と 5. 補充的な学習・発展的な学習 の2つの項目に重点を置き、調査員には調査研究をして頂きます。

1から3の項目につきましては、どの教科書においても文科省の検定を合格している教科書になりますので、どの教科書についてもある程度同じような内容があげられるかと思えます。

それに対して、4つめの項目『学び方の工夫』と5つめの『補充的な学習・発展的な学習』については、市としても重点的に取り組んでいる視点や内容等が含まれ

る項目になりますので特に、重視したい項目となっております。

4つめの項目『学び方の工夫』については、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実にむけて、自分で学習を進めたり、他者と協働したりしながら学びを深められるよう工夫されているか。また、教科による見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びが実現するよう工夫されているか。さらに、GIGA 端末を有効に活用できるように工夫されているかという観点です。

5つめの項目『補充的な学習・発展的な学習』については、学習した内容を確実に習得できるよう、学習の内容や過程などを振り返ったり、学んだことを生活に生かしたりすることができるよう配慮されているかという観点です。

本選定委員会では、この調査資料をもとに、各教科書について調査研究をしていただくこととなります。いかがでしょうか。

(委員長)

事務局の方から、説明がありましたように、調査資料は主体的に学びに向かう力や、課題を発見・解決する力を育成するといった視点で作成するとされております。先ほどご提案がありました、小中との連続性という観点については、項目2番の「組織・配列」のところに、含まれる形でよろしいですか。

(委員全員)

はい。

(事務局)

それでは、調査員説明会の時に、「組織・配列」のところに観点を追加するような形で、記入例を元に説明をさせていただきます。

(委員長)

よろしく申し上げます。それでは事務局から説明がありました資料 11-1 と 11-2 について何かご意見がありましたら申し上げます。

(委員)

「個別最適な学び」「子供の主体的な学び」というところで言うと、項目の5番、学び方の工夫に該当すると思いますが簡単に言うと、子どもが自主学習する時に、積極的に読みたくなる、読んでわかりやすい教科書がよいと思っております。そこが伝わりやすいように「個別最適な学び」という言葉が調査資料を作成するうえで観点に入っていた方が市の方向性ともいるのではないのでしょうか。

(委員長)

それであれば「個別最適な学び」という言葉をわかりやすく観点に入れるという形にしましょうか。

(事務局)

分かりました。それでは学校現場でもよく使われている「個別最適な学び」「協働的な学び」といった言葉を観点に加えて作成いたします。

(委員長)

それでは、ただいま議論した内容について調査事項に追加する形で調査員に説明して頂くということでお願いします。

他にご意見ご質問はありませんか。

それでは本日の選定委員会の議事は以上でございます。全体を通じて質問等はございませんでしょうか。

質問等がなければ事務局より今後の日程等についての諸連絡をお願いします。

(事務局)

今後の日程の前に少し連絡をさせていただきます。資料1-1の「教科書採択における公正確保の徹底等について」の中にもありますように、適正かつ公正な教科書採択が非常に重要となっております。教科書会社からの宣伝活動等でご迷惑がかからないよう十分配慮させていただきたいと考えておりますので、選定委員さんや調査員の名前は、採択完了まで非公開ということでお願いいたします。したがって、この後、別添配付しております資料②の「調査員候補者名簿」と資料③の「選定委員名簿」は回収させていただきましますので持って帰らず、机の上に置いて頂きますようお願いいたします。

選定委員会は今後3回を予定しておりますが、その際話し合われた内容・結果・知り得た情報につきましても、外部に漏らさないようお願いします。

それでは、今後の日程について資料12をご覧ください。

本日の第1回選定委員会以降の日程についてお伝えいたします。

5月10日から5月24日まで、各中学校で教科書見本展示を実施しております。その間、各学校で、先生方に広く教科書を見ていただき、各種目の教科書における学校意見書を5月27日に提出していただきます。

5月31日の教育委員会定例会において調査員を任命し、6月4日の調査員説明会以降に調査員が調査研究を行い、調査資料を6月19日までに提出していただきます。

さらに、教育センター内の教科書センターで、6月14日から7月12日まで教科書見本の展示会を実施いたします。市民の方にも教科書を見ていただけるように、門真市広報にも展示会の開催について掲載いたします。

第2・第3回の選定委員会にて、調査員による調査資料をもとに選定資料の作成と教育委員会に対する答申案の作成をしていただき、第4回において、答申の最終版を皆様と協議の上、決定していただきます。

その後、7月30日の教育委員会までに、選定委員会委員長から教育委員会に答

申をあげ、教育委員会において採択の議決、8月上旬に大阪府教育庁へ報告する予定でございます。

(事務局)

次回以降の選定委員会の日程につきまして、事務局といたしましては、

第2回を 7月 3日 (水)

第3回を 7月10日 (水)

第4回を 7月17日 (水) での実施を考えております。

いずれも時間は午後1時からを予定しております。

選定委員の皆様でこの後ご相談いただき、どうしても無理な日程がある場合は事務局までお知らせ願います。

なお、場所は全てここ、中町ビルの会議室Bを予定しています。

(委員長)

ただいまの日程につきましていかがでしょうか。

(事務局)

日程につきましては会終了後に選定委員の皆様で調整頂ければと思います。

(委員長)

分かりました。それでは全体をとおしてご意見・ご質問はありますでしょうか。なければ、これで第1回目の選定委員会を終わります。皆さん本日はお忙しい中ありがとうございました。